

我が社の両立支援の取組

1 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2 内 容

- 目標 1 平成32年3月までに、労働者が子どもの看護などのための休暇について、半日有休で取得出来るよう利用しやすい諸制度の周知を図る。
- 目標 2 平成32年3月までに、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。
- 目標 3 平成32年3月までに、所定外労働の削減のための措置の実施。
- 目標 4 平成32年3月までに、年次有給休暇の取得の促進の措置の実施。
- 目標 5 平成32年3月までに、地域において、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施を図る。

